

平成14年(行コ)第94号,第245号ないし第261号東京都外形標準課税条例無効確認等請求控訴事件(原審・東京地方裁判所平成12年(行ウ)第256号,第261号ないし第280号)

控訴人ら(一審原告ら) 株式会社みずほ銀行ほか16行

控訴人(一審被告) 東京都

被控訴人(一審被告) 東京都知事

判 決 要 旨

(文中の頁数は,判決書の頁数を示すものである。)

第1 判決主文

末尾添付のとおり

第2 事案の概要〔7頁～〕

本件は,一審被告東京都が,各事業年度の終了日に資金量5兆円以上の銀行業等を行う法人に対し,業務粗利益を課税標準として税率100分の3の法人事業税を課税する本件条例を制定したことについて,納税義務者である一審原告らが,本件条例は憲法及び地方税法の関係する条項に違反して無効であると主張して,一審被告東京都及び一審被告東京都知事に対し,本件条例の無効確認請求(請求1及び2),一審被告東京都に対し,平成13事業年度(平成13年4月1日から開始する1年間の事業年度)分の事業税を対象とする本件条例に基づく更正処分及び決定処分の差止め請求(請求3)並びに本件条例に基づく租税債務不存在確認請求(請求4)をするとともに,一審被告東京都に対し本件条例に基づき計算し申告納付した事業税額について,一審被告東京都に対し,主位的に,誤納金としての還付及び還付加算金の支払請求(請求5の一部)を,予備的に,一審被告東京都知事に対し,一審原告らの過大申告を理由とする更正請求について一審被告東京都知事が行った「理由がないと認め,更正しないことにした」旨の通知処分の取消しを請求し,それを前提に一審被告東京都に対し,上記事業税額の過納金としての還付及び還付加算金の支払請求(請求6の一部)をし,そして,本件条例制定に至る一審被告東京都知

事及び一審被告東京都の担当職員等の一連の行為等が違法であり故意・過失があることを理由として、一審被告東京都に対し、国家賠償請求（請求5及び6の残部）を求めた事案である。

原判決は、請求1ないし4については不適法な訴えであるとして却下したが、請求5については、本件条例が地方税法72条の19に違反し無効なものであり、平成12事業年度分の事業税に関する一審被告東京都知事の通知処分も無効であるとして、誤納金の還付請求を認めるとともに、本件条例制定に至る一連の行為等は国家賠償法上違法であり、一審被告東京都の担当者及び一審被告東京都知事に過失が認められるとして、国家賠償請求を認めた。

原判決に対し、一審原告ら及び一審被告東京都が控訴をした。一審原告らは、控訴審係属中に平成13事業年度分の事業税を納付したことから、その事業税を対象とする本件条例に基づく更正処分等の差止請求（請求3）及び租税債務不存在確認請求（請求4）に係る訴えに代えて、一審被告東京都に平成13事業年度分として納付した事業税額について、主位的に、誤納金の還付及び還付加算金の支払請求（控訴審における追加的請求6）を、予備的に、一審被告東京都知事に対するその通知処分の取消しと一審被告東京都に対する過納金の還付及び還付加算金の支払の請求（控訴審における追加的請求7）を、さらに、平成14事業年度分の事業税を対象とする本件条例に基づく租税債務不存在確認請求（控訴審における追加的請求5）に係る訴えを本件訴訟に併合して提起し、各訴えは、一審被告らの同意を得た上で本件訴訟と併合して審理されることとなった（行政事件訴訟法19条1項）。

したがって、控訴審において判断を求められているのは、

- ①本件条例の無効確認請求（原判決における請求1及び2）、
- ②平成14事業年度分の事業税を対象とする租税債務不存在確認請求（控訴審における追加的請求5）、
- ③平成12事業年度分及び平成13事業年度分の各事業税を対象とする誤納金還付（主位的）、通知処分の取消しと過納金還付請求（予備的）及び国家賠償請求（平

成12事業年度分を対象とするもの及び国家賠償請求が原判決における請求5及び6、平成13事業年度分を対象とするものが控訴審における追加的請求6及び7)である。

(なお、原審で原告であった富士銀行は、商号変更により一審原告みずほコーポレート銀行となり、原審で原告であった日本興業銀行の訴訟を承継し、原審で原告であった第一勧業銀行及び安田信託銀行は、商号変更によりそれぞれ一審原告みずほ銀行及び一審原告みずほアセット信託銀行となった。また、控訴審において、一審原告北陸銀行は、原判決で誤納金還付請求が認められた平成12事業年度分の事業税額の一部の還付を受けたことから、その請求額を減縮した。)

第3 当裁判所の判断〔12頁～〕

1 本件条例の無効確認請求（請求1及び2）及び租税債務不存在確認請求（控訴審における追加的請求5）に係る訴えの適法性について〔12頁～〕

(1) 本件条例の無効確認請求（請求1及び2）の法律上の争訟性等について〔12頁～〕

本件条例の無効確認請求（請求1及び2）は、法律上の争訟性を欠き、また、本件条例の制定・公布が抗告訴訟の対象となる行政処分性を有すると解することはできないから、同請求に係る訴えは不適法である。その理由は、次のとおり付加するほか、原判決（13頁13行目冒頭から同17頁11行目末尾までの「(1) 請求1及び2について」欄）のとおりである。

「本件条例の制定や施行自体に法律上の争訟性や行政処分性が認められるためには、本件条例の制定なり施行によって一審原告らの「具体的な」権利義務や法的地位に対し、「直接的な」影響を及ぼすことが必要であるが、条例の制定なり施行は、一般的な規範を定立することを目的とするものであって、条文の文言上その適用対象として規定されている個人や法人の「具体的な」権利義務や法的地位に「直接的な」影響を及ぼすような内容を持つものではない。そうした内容を持った例外的な条例もあり得るが、本件条例は、その文言や内容を精査しても、各

事業年度の終了の日における資金の量が5兆円以上である銀行業等を行う法人を課税の対象として規定するにとどまり、本件条例の制定・施行が直ちに一審原告らの「具体的な」権利義務や法的地位に「直接的な」影響を及ぼすものであるとは認められない。本件条例の制定過程では、一審被告東京都の職員、一審被告東京都知事、東京都議会議員らが、一審原告らも含めた大手の銀行30行に適用されることになることを予測し、その前提で、本件条例案の準備、審議における説明・答弁・質疑等が行われたが、そこで問題となっている本件条例の「適用」は、あくまでもこれが制定・施行された場合の適用可能性のことであって、法律的に当然に適用されることを前提とする趣旨のものではない。また、繰延税金資産及び当期利益の減少についても、実際上の関連性は認められるとしても、法的な意味では、本件条例の制定・施行後、一審原告らに本件条例に基づく具体的な租税権利義務関係が生じて初めて関連性が問題となる点に変わりはなく、上記の「直接的に」及ぼした「具体的な」権利義務への影響であると評価できない。」

(2) 一審原告らの「回復し難い損害」について〔14頁～〕

不利益処分の根拠法令である本件条例の無効確認請求（請求1及び2）、平成14事業年度分事業税について予想される不利益処分によって具体的に形成される権利義務関係の不存在確認請求（控訴審における追加的請求5）は、本件条例の効力を争うことにより、一審被告東京都知事の不利益処分を事前に予防することを求めるものであるが、このような予防的訴訟は、現行行政事件訴訟法の構造等から例外的なものであり、これが認められるためには、不利益処分を受けてから、それに関する訴訟の中で、事後的に不利益処分の根拠となる法令の効力を争ったのでは、「回復し難い損害」を被るおそれがある等事前の救済を認めないことを「著しく不相当とする特段の事情」があることが必要であり、本件においては、こうした特段の事情を認めるに足る証拠はないので、標記の各請求に係る訴えはいずれも不適法で却下を免れない。その理由は、以下のとおり付加するほか、原判決（17頁12行目冒頭から同21頁19行目末尾までの「(2) 請求1

ないし4について」欄) のとおりである。

「一審原告らが「回復し難い損害」と主張するものは、社会的信用や評価の低下に代表されるように、具体的な損害についての法的な評価が困難なものであるし、そもそも一審原告らの事業活動には、銀行を取り巻くここ数年の厳しい経済情勢、基本的な経営方針、事業の組織、営業活動の実情といった各一審原告固有の事情から、国家の経済政策といった社会一般の事情まで、多種多様な諸要因が複合的に影響し作用を及ぼしている。そして、本件条例の事業税の納税が、一審原告らの事業活動に具体的にどの程度の悪影響を及ぼし、それが他の影響を及ぼした要因と比べて、法的な意味で決定的なものないしは主因的なものであったかを確定することは、その性格上困難である。また、一審原告らは、留保文言付きの事業税の申告納付をしていると主張するが、これに必要な多大な資金の調達が一審原告らの事業活動に影響を及ぼしているが、これについても、多種多様な諸要因の複合的な作用が働くものであることから、この資金調達の一審原告らの事業活動に与えるマイナスの影響の具体的な程度や法的な評価を確定することは、困難である。そのほか、一審原告らが「回復し難い損害」と主張する繰延税金資産及び当期利益の減少等の損害は、本件条例の効力を争い誤過納金の還付や国家賠償を求める事後的な救済方法によって、確定され決着されるべき事項であって、一審原告らの「回復し難い損害」を基礎付けるものではない。」

2 本件条例の適法性・有効性について〔16頁～〕

(1) 現行事業税の性格〔30頁～〕

現行事業税の導入に至る経過〔17頁～〕、本件条例に至るまでの外形標準課税に関する議論等（立案担当者、所管官庁等の考え方〔21頁～〕、本件条例以前の外形標準課税導入に向けた動き〔24頁～〕、学界等有識者の議論〔27頁～〕、内閣法制局部長の国会答弁〔29頁～〕）によれば、事業税の立案担当者は、実際上の理由から「所得」を事業税の課税標準としているが、事業税は応益的な考え方に基づき構成されるべきものであり、「所得」以外の付加価値等の課

税標準による課税が可能であれば、その採用を広げていくべきとの立場に立っていた〔30頁～〕。

一方、地方税法72条の19の「(事業税の課税標準の特例)」という条見出し等から見て、事業税の原則的な課税標準は、「所得」であり、外形標準課税は例外的なものである。そして、同条が外形標準課税を認める要件は、「事業の状況に応じ」という文言上解釈の幅のある一般的な表現であって、例外4業種と関連付けた表現となっていないことなどから見ると、同条は、例外4業種に準ずる事業自体の客観的性格や法律上の特別の制度の存在が必要であると解すべきではなく、「所得」を課税標準として課税すると適当でない場合に、「所得」以外の適当な外形基準による課税(外形標準課税)を、地方公共団体の裁量によって行うことを認める趣旨の規定である。同条の「事業の状況に応じ」の解釈運用は、応益的な考え方を基本とすべきであり、また、原則として、地方公共団体の合理的な裁量にゆだねられている〔36頁～〕。

地方税法72条の19による立法裁量権の行使結果は、納税義務者の税負担に直接的かつ重大な影響を及ぼすし、法律で原則的に明定されている課税標準の例外を条例で制定することを許容するものであるから、全くの自由裁量ではないが、同条の条文上の表現や構造から見て、同条の解釈論に、地方公共団体の裁量に対する制約原理を求めることには限界がある。そうした制約原理(法的な歯止め)として機能するものは、地方税法72条の22第9項が定める、外形標準課税の課税標準及び税率の決定に、それによる税負担が「所得」を課税標準とする場合の税負担と著しく均衡を失することのないように求める、いわゆる「均衡要件」である〔39頁～〕。

(2) 地方税法72条の19の解釈〔40頁～〕

ア 適用される基本的な場合〔40頁～〕

事業税の課税客体である事業の担税力を数量的に測定し、公共施設や公共サービスの受益の程度を反映するものは、課税客体である事業の規模・活動量で

あるので、事業税の課税標準も、事業の規模・活動量にできる限り対応するものである必要がある。したがって、「所得」による課税が適当でない場合というのは、基本的には、「所得」による課税が事業の規模・活動量から測定される課税客体である事業の担税力と対応しないものとなっていることである。

地方税法72条の19は特例的な課税であり、課税標準は納税義務者の税負担に直結し大きな影響を与えるものであるから、税負担と事業の規模・活動量が対応しないとの判断に当たっては、慎重な考慮が必要である。具体的には、事業活動が相当規模であるのに、税負担がその規模ないし行政サービスの受益の程度に比して「著しく」ないし「相当程度」低いことと、そのことが「常態化」している場合に、同条による外形標準課税が可能となる。

イ 特定の事業、業種に限った適用〔42頁～〕

地方税法72条の19の「事業の状況に応じ」という文言自体を素直に読めば、問題となる事業なり業種ごとに、外形標準課税の課税標準を検討することを許容しているものと考えられる。そして、同条の「事業の状況に応じ」は、事業税の税負担が、公共サービスの受益の程度、具体的には、事業の規模・活動量に比して、「著しく」ないし「相当程度」低いことが「常態化」している場合に満たされるから、個々の事業なり業種ごとに、そうした常態が生じているかを吟味するのが自然である。そして、少なくとも、一審被告東京都が、本件条例案を検討する当時までの議論は、物品販売業、石油精製業、製造業という特定の事業・業種に限って適用することが当然の前提となっていたことを考慮すると、地方税法72条の19は、特定の事業、業種に限定した外形標準課税の導入を許容しているとの解釈も十分成り立ち得る。

ウ 東京都のみにおける適用〔44頁～〕

理論的に見て、全国一律の外形標準課税導入が望ましい形態であるが、地方税法72条の19は、例外4業種のように、法律という明確な形式で全国一律に外形標準課税を課する方法とは別に、「事業の状況に応じ」という事業ごと

の検討が可能な要件の下に、外形標準課税を導入する道を開いているので、特定の地方公共団体の条例による外形標準課税の導入を認めていると解される。ただ、特定の地方公共団体が外形標準課税を導入する際には、他の地方公共団体に与える影響が大きいことから、地方税法72条の22第9項の均衡要件の吟味をより慎重に行う必要がある。

(3) 本件外形標準課税と地方税法72条の19〔45頁～〕

ア 銀行業等への限定について〔45頁～〕

大手の銀行の一審被告東京都に納付する法人事業税額が昭和59年度以後不安定な状況にあること、その一方で、大手の銀行の業務粗利益や銀行の資金利益は、平成2年度から若干の増加ないし横這いの傾向で推移していること、銀行業等においては、不良債権処理、貸倒処理の継続により、「所得」を課税標準とすると、銀行業等の法人事業税額が、現状でも既に相当程度減少しているのに、今後も当分の間減少が見込まれる状況であり、業務粗利益や資金取引から推認される銀行業等の事業の活動量は、そのような減少傾向と相当程度対応しないものとなっていたし、このような傾向や状況は、不動産業等他の業種と異なるものであるから、銀行業等について、地方税法72条の19の「事業の状況」が認められる。

イ 資金量5兆円以上との限定について〔49頁～〕

本件条例が、銀行業等のうち資金量が5兆円以上のものに限定していることは、安定した法人事業税収入を得るために、必要な限度で線を引いた面があったことは否定できない。しかし一方、適用を受ける事業者の税負担を概して増やす結果となる外形標準課税の導入の検討に当たっては、中小事業者への影響を検討することが必要であり、このような政策的な判断を認めることに強い異論があるとは考えられず、中小事業者への間接的な影響がある中小金融機関を納税義務者としなかったことは、妥当な政策的配慮と評価できる。そして、銀行の資金量や業務純益に関する資料を考慮して資金量5兆円で線を引いた一審

被告東京都の裁量権行使は、政策的な判断として一応の合理性が認められる。

ウ 業務粗利益を課税標準としたことについて〔51頁～〕

本件条例が課税標準として採用した「業務粗利益」については、一審被告東京都が、一般事業会社の「売上総利益」との対比から、銀行業等に対する外形標準課税の課税標準として最適であると判断した点や、銀行業等の課税標準において貸倒損失、信用リスク・プレミアムを考慮する方法について、なお検討を加える必要があり、「最適の」課税標準とは考えられない。

しかし一方、銀行業における「業務粗利益」は、当初、業法上の規制、監督上の必要から導入されたものであるが、その後の法規の改正等により、銀行業の経営状況等の情報を対外的に提供する機能を付与され、ディスクロージャー誌など銀行業界から対外的な情報発信において、「業務粗利益」が銀行業の基本的業務の収益ないし粗利益を示すとしたり、一般事業会社の「売上総利益」に相当するものとして、一般的、日常的に用いられていることから見て、「業務粗利益」から銀行業の収益や業務の活動量を測定することも、許容されるアプローチの一方法である。そして、地方税法72条の19は、「等」という地方公共団体に一定の裁量を認めた表現であることも考えれば、事業税の課税の局面において、その課税客体である事業としての銀行業等の規模・活動量を測定するものとして、「業務粗利益」を課税標準として採用した一審被告東京都の裁量判断が、合理性を欠くものとは断定できない。

エ 結論〔58頁～〕

以上のとおり、本件条例制定に当たっての一審被告東京都の裁量判断は、いずれも地方税法72条の19において許容される範囲内のものであると認められるので、本件条例は同条に違反しない。

(4) 本件外形標準課税と地方税法72条の22第9項〔58頁～〕

ア 均衡要件の意義と一審被告東京都の説明〔58頁～〕

本件条例は、一審被告東京都だけの外形標準課税の実施であるので、均衡

要件に対するより慎重な考慮が必要となる。

資金量が5兆円以上となる大手銀行30行が昭和59年度から平成10年度までの間に一審被告東京都に納付した法人事業税の年間平均額と、本件条例による法人事業税額の増額見込額を比較し、また、上記30行が同期間に納付した事業税額が一審被告東京都の全事業税額に占める割合と、本件条例の適用初年度の確定申告納税額が一審被告東京都の全事業税額に占める割合を比較すると、これらはいずれも見合ったものとなっている。

イ 不均衡の程度と比較する期間〔60頁～〕

地方税法72条の22第9項が「著しく」という解釈上幅のある表現を用いていること、同法72条の19の適用の前提である、「所得」を課税標準とする事業税の税負担と事業の規模・活動量とが対応していない状況が「常態」化しているか否かを判定するためには、過去数年間の状況の吟味が不可欠であること、本件条例の適用年度は5年間であるので、地方税法72条の19の適用も一定期間継続することが前提であることからして、均衡要件の判断に当たっては、過去や将来の一定期間における税負担を比較吟味した結果も勘案要素となると解される。具体的には、均衡要件の判断については、外形標準課税が導入された後の2、3年度の比較を基本としながら、過去数年間の課税実績からの推計による比較のほか、外形標準課税導入の目的等関連する諸般の事情を、客観的な資料に基づき総合勘案すべきである。

ウ 税負担の比較〔64頁～〕

税負担を比較した場合の差額ないしその割合（倍率）がどの程度になれば著しく均衡を失していることになるかについて、具体的な線引きは困難であるが、均衡要件の総合判断では、税負担の比較値ないし割合が勘案要素として比重が高い。本件条例案の検討過程において一審被告東京都は増加割合は10倍を超えると試算していたこと、本件条例の適用初年度（平成12事業年度分）及び第2年度（平成13事業年度分）における増加割合は、約7.7倍及び約3.6

52倍となること、第2年度における一審原告八十二銀行の増加割合は約4.9倍となることが認められ、これらを見る限りは、「所得」を課税標準とした場合の推計事業税額がゼロの銀行がほとんどであるとの事情を割り引いても、本件条例による事業税の税負担は、「所得」を課税標準とした場合の税負担と比較して、「著しく」均衡を失している可能性が大きい。

エ 一審被告東京都の検討の評価〔66頁～〕

一審被告東京都の均衡要件の判断の基礎資料は、上記アの過去15年間における大手銀行30行の事業税額と一審被告東京都の全事業税額に占める割合程度のものしかなく、本件条例が適用されることとなる年度（5年間）については、銀行における不良債権処理の継続で、「所得」を課税標準とする銀行業等の税負担がゼロないし限りなく低くなるとの、見込み以上の具体的な推計や検証作業がされたことを認めるに足りる証拠はない。そして、一審被告東京都が過去の実績から割り出した、大手銀行の事業税額が全事業税額に占める割合等によっては、上記ウの比較値による税負担の不均衡の推認を覆すことはできない。かえって、「所得」を課税標準とした場合の税負担がゼロとなる銀行がほとんどであるのに、本件条例による納税額が相当額に上るのは、貸倒損失等を考慮しない「業務粗利益」を課税標準としたことに起因し、均衡要件との関係でも、課税標準における貸倒損失等の扱いについてはなお検討が必要であったと考えられる。

地方税法72条の19に基づく外形標準課税が同法72条の22第9項の均衡要件を満たすことについては、外形標準課税を導入する地方公共団体側に、客観的な資料に基づき積極的に証明すべき責任があるが、結局、本件条例による税負担が、「所得」を課税標準とした場合の税負担と、「著しく均衡を失する」ものではないと認めるに足りる証拠はなく、一審被告東京都はこの証明ができていないといわざるを得ないから、本件条例は、地方税法72条の22第9項の均衡要件を満たしていると認めることはできない。

(5) 結論〔69頁～〕

以上のとおり、本件条例は、地方税法72条の19には違反しないが、同法72条の22第9項に違反するものであり、違法なものである。そして、地方税法72条の22第9項の歯止めの機能から見て、本件条例は、地方税法上与えられた条例制定権を超えて制定されたものであって、無効である。

3 本件通知処分の有効性等について〔70頁～〕

一審被告東京都知事の通知処分は、拠るべき条例の根拠を欠く重大な瑕疵があるから、無効であり、同処分を取り消すまでもなく、一審原告らは、納付した事業税額（平成12事業年度分及び平成13事業年度分）の旧基準額との差額部分を誤納金として還付請求することができる。

4 一審被告東京都の責任原因について〔70頁～〕

本件条例は地方税法に違反し無効なものであるが、地方公共団体が制定する条例が法律に違反するからといって、その制定に向けた一連の行為が、直ちに一審原告らとの関係で国家賠償法上も違法となるわけではない。すなわち、条例の制定に向けた行為は、多種多様な背景事情や諸条件、関係者の意見や対立する利害などを総合勘案し調整しながら行われ、地域社会の代表者である地方公共団体の議会の議員の審議、その多数決による議決によって決定されるべきものであるから、条例の制定に向けた一連の行為が国家賠償法上の違法性を具有すると認めるためには、個々の地域住民・法人の権利との関係で、条例制定過程に関与した責任者が職務上尽くすべき法的義務に違反したものと客観的に評価できることが必要である。

本件条例は、地方税法72条の19を制定根拠とするものであるが、同条の「事業の状況に応じ」などの要件を一応満たしているから、同条違反を前提とする法的義務違反は問題とならない。一方、本件条例は、地方税法72条の22第9項の均衡要件に違反しているが、均衡要件は、「著しく均衡を失することのない」という文言上解釈の幅がある一般的な要件への当てはめの問題であり、一義的な

規定に適合するか否かが問題となるわけではない。この均衡要件の判断に当たっては、外形標準課税導入前後の税負担の推計等関連する諸般の事情の総合勘案が避けられないが、一審被告東京都も、本件条例の検討過程で均衡要件に対する一応の吟味検討を加えている。そして、本件条例の無効事由は、本件条例が均衡要件を満たすと認めるに足りる客観的資料に基づく検討ができていないというもので、明白に均衡要件に違反するというものではない。以上のほか、本件条例の制定に至るすべての事情を総合勘案してみても、一審被告東京都の本件条例の検討に関する一連の行為全体が、客観的に職務上尽くすべき法的義務に違反し「違法な」ものであるとまでは、評価できない。

したがって、一審原告らの国家賠償請求は、その余の点について判断するまでもなく理由がなく、一審被告東京都側の違法性と過失を認めた原判決は失当である。

第4 結論〔74頁～〕

原判決中、一審原告らの一審被告らに対する本件条例の無効確認請求（請求1及び2）に係る訴えを却下した部分は相当であり、本件条例は地方税法72条の22第9項（均衡要件）に違反し無効であることから、一審原告らの一審被告東京都に対する平成12事業年度分の事業税を対象とする誤納金の還付請求（請求5の一部）を認めた部分は相当であるが、一審原告らの一審被告東京都に対する国家賠償請求を認めた部分（請求5の残部）は失当である。

控訴審における追加的請求については、一審原告らの一審被告東京都に対する、平成14事業年度分の事業税を対象とする租税債務不存在確認請求（控訴審における追加的請求5）に係る訴えは、不適法であって却下を免れないが、平成13事業年度分の事業税を対象とする誤納金の還付請求（控訴審における追加的請求6）は、本件条例が地方税法72条の22第9項に違反し無効であることから、理由がある。

判 決 主 文

1 一審被告東京都の控訴及び一審原告らの当審における追加的請求に基づき、原判決のうち、一審原告らの一審被告東京都に対する金員請求に係る部分を、次のとおり変更する。

(1) 一審被告東京都は、一審原告らに対し、別紙2の各一審原告に対応する(a)欄記載の各金員並びに(b)欄記載の各金員に対する(c)欄記載の各日から平成13年12月31日までは年4.5%の割合、平成14年1月1日から支払済みまで(ただし、一審原告株式会社北陸銀行の(ア)欄については同年2月21日まで)は年4.1%の割合による各金員及び(d)欄記載の各金員に対する(e)欄記載の各日から支払済みまで年4.1%の割合による金員を、(ア)及び(イ)の区分があるものについてはその区分に応じて支払え。

(2) 一審原告らの一審被告東京都に対するその余の金員請求をいずれも棄却する。

2 一審原告らの一審被告東京都に対する、一審原告らが本件条例に基づき平成14年4月1日に開始する事業年度に係る事業税を納付する租税債務を有しないことの確認請求に係る訴えを却下する。

3 一審原告らの控訴を棄却する。

4 訴訟費用は、一、二審を通じてこれを3分し、その1を一審原告らの、その余を一審被告東京都の各負担とする。

5 この判決は、1(1)項に限り、仮に執行することができる。ただし、一審被告東京都が、各一審原告につき附帯請求部分を除く当該一審原告の請求認容額の6割(1万円未満切捨て)に相当する金員の担保を供するときは、当該一審原告の仮執行を免れることができる。

別紙2

控訴人(一審原告)	(a)請求認容額	(b)平成12事業年度分の誤納金額	(c)平成12事業年度分の誤納金に係る還付加算金発生日	(d)平成13事業年度分の誤納金額	(e)平成13事業年度分の誤納金に係る還付加算金発生日
㈱みずほ銀行	15,175,254,700	5,789,635,300	平成13年8月3日	9,385,619,400	平成14年8月2日
㈱東京三菱銀行	21,822,514,600	7,322,203,700	平成13年8月3日	14,500,310,900	平成14年8月2日
㈱あさひ銀行	8,534,396,800	4,113,081,300	平成13年8月3日	4,421,315,500	平成14年8月2日
㈱ユーエフジェイ銀行 ※1	19,486,780,100	9,385,950,800		10,100,829,300	
		6,508,859,500	平成13年7月29日	8,348,286,300	平成14年8月2日
		2,877,091,300	平成13年8月3日	1,752,543,000	平成14年5月16日
㈱三井住友銀行	36,175,100,800	16,633,029,700	平成13年8月3日	19,542,071,100	平成14年8月2日
㈱大和銀行	2,860,143,000	1,078,529,700	平成13年7月30日	※2 1,781,613,300	
				1,606,351,200	平成14年7月1日
				175,262,100	平成14年8月2日
㈱みずほコーポレート銀行	28,613,350,500	12,862,453,000	平成13年8月3日	15,750,897,500	平成14年8月2日
㈱横浜銀行	1,054,447,000	532,399,600	平成13年8月3日	522,047,400	平成14年7月29日
㈱八十二銀行	110,656,400	13,172,600	平成13年7月28日	97,483,800	平成14年7月28日
㈱北陸銀行	278,416,800	※3 141,116,500		137,300,300	平成14年8月2日
		163,018,600	平成13年7月30日		
		141,116,500	平成14年2月22日		
㈱福岡銀行	51,880,900	14,594,400	平成13年7月30日	37,286,500	平成14年7月29日
三菱信託銀行㈱	8,586,988,600	※4 4,419,374,900		4,167,613,700	平成14年8月2日
		3,700,816,600	平成13年8月3日		
		718,558,300	平成13年7月30日		
みずほアセット信託銀行㈱	2,148,318,700	1,035,318,000	平成13年8月3日	1,113,000,700	平成14年8月2日
ユーエフジェイ信託銀行㈱	3,748,398,000	1,792,369,800	平成13年8月3日	1,956,028,200	平成14年8月2日
中央三井信託銀行㈱	7,923,645,000	4,191,352,700	平成13年8月3日	※5 3,732,292,300	
				3,427,354,000	平成14年7月25日
				304,938,300	平成14年8月2日
住友信託銀行㈱	4,693,196,200	2,264,864,200	平成13年8月3日	2,428,332,000	平成14年7月29日
みずほ信託銀行㈱	1,615,527,200	849,477,600	平成13年7月27日	766,049,600	平成14年6月29日

※1 ユーエフジェイ銀行は、平成14年1月15日に、株式会社三和銀行から商号変更した上、株式会社東海銀行を合併した会社であり、合併前の三和銀行の請求部分についてはア欄、東海銀行の請求部分についてはイ欄に記載のとおりである。

※2 大和銀行は、平成14年3月1日に、大和信託銀行株式会社との間で大和銀行を分割会社とする会社分割を行ったことから、地方税法72条の13第8項の適用を受け、平成13年4月1日から平成14年2月28日までの期間についてはア欄、平成14年3月1日から平成14年3月31日までの期間についてはイ欄に記載のとおりである。

※3 北陸銀行は、平成12年度法人事業税の分割基準の修正を行い、東京都知事の平成14年1月25日付け更正処分に基づき平成14年2月21日平成12事業年度の既納税額のうち2190万2100円の還付を受けたことから、還付を受ける日までの請求部分についてはア欄(ただし、還付を受けた同月21日まで)に、還付を受けた日の翌日からの請求部分についてはイ欄に記載のとおりである。

※4 三菱信託銀行は、平成13年10月1日、日本信託銀行株式会社を合併した会社であり、合併前の三菱信託銀行の請求部分はア欄、日本信託銀行の請求部分はイ欄に記載のとおりである。

※5 中央三井信託銀行は、平成14年3月25日に、三井アセット信託銀行株式会社との間で中央三井信託銀行を分割会社とする会社分割を行ったことから、地方税法72条の13第8項の適用を受け、平成13年4月1日から平成14年3月24日までの期間についてはア欄、平成14年3月25日から平成14年3月31日までの期間についてはイ欄に記載のとおりである。